

愛知県周産期医療協議会開催要綱

(目的)

第1条 本県において妊娠、出産から新生児にいたる高度専門的な医療を提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図るため、愛知県周産期医療協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた周産期医療体制（総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、搬送体制）の整備に関する事項
- (2) 周産期医療関係者の研修に関する事項
- (3) 周産期医療体制整備について必要な調査研究に関する事項
- (4) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

(構成員)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから保健医療局長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 周産期医療担当施設の責任者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的を達するための専門的な知識又は経験を有する者のうちから、会長が指名する。
- 3 オブザーバーは、専門的な見地から協議事項に関して助言し、又は協力する。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要的都度会長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。
- 3 協議会は委員の過半数が出席しなければ、協議会を開催することができない。
- 4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 総合周産期母子医療センターの医師で会長が指名する者
- (2) 愛知県保健医療局健康医務部医務課職員
- (3) その他必要と認める者

3 事務局は、協議会に付すべき事項についてあらかじめ調整するなど、協議会の円滑な進行を図る。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月18日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。